

埼玉県報



埼玉県発行

規則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

埼玉県公安委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「別記様式第9号」を「別記様式第30号」に改める。

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例施行規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例施行規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条第4条第1号関係の部災害等不時の事故により生計困難となった者の項対象となる手数料の欄第4号及び条例第4条第2号関係の部国又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体の項対象となる手数料の欄第2号中「第4号及び第5号」を「第6号及び第7号」に改める。

(射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部改正)

第3条 射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則(昭和53年埼玉県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「第4条」を「第6条第1項」に改める。

(教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第4条 教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和55年埼玉県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

(芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持

規則の一部を改正する。)

目次

規則

○埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則

(生活環境第一課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)

○春日部都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課)

○救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)

○西大久保土地改良区の清算人退任届 (川越農林)

○保安林の皆伐面積の限度 (森づくり課)

○桶川都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課)

○国道四百七号の供用の開始 (東松山県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(川越建築安全センター)

○開発行為に関する工事の完了公告 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (〃)

の許可の期間を定める規則の一部改正)
 第5条 芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則(平成4年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「第4条第2項」を「第6条第2項」に改める。
 (銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正)

第6条 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づき埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則

第1条第1項中「[法]という。】」の次に「第4条の3第2項及び」を加え、同項の表を次のように改める。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病氣にかかっている者	左欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンガード

さいたま

代表者の氏名

末山 早苗

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一

七八〇番地 五一二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、植樹活動、清掃活動やゴミ排出の軽減運動を実践しながら、環境破壊の実態を学び、食物への汚染の影響を理解し、環境保護のための啓蒙活動に関する事業を通じて、近隣のみならず、世界の人々と共にという意識で、環境改善運動の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百八十九号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百九十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもつ

て救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十一年十二月一日
埼玉県知事 上田清司

病名	院	撤回日
医療法人一心会上尾魁生	上尾市大字地頭方字北谷四二一番一	平成二十一年十一月三十日

埼玉県告示第千五百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、昭和四十二年四月十八日解散認可した入間郡毛呂山町西大久保土地改良区から清算人に退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名 住所

関口 幸男 さいたま市南区別所三丁目一三番二十二号三〇六号室

埼玉県告示第千五百九十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

単位区域	範囲	保安林の種類	面積 (ヘクタール)
入間区域	飯能市・日高市・入間郡越生町・毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	100.80
		干害防備保安林	6.26
西部区域	入間市大字新光	保健保安林	8.54
		防風保安林	0.08
武蔵地区	入間市大字木蓮寺・大字南峯・大字持竹	防風保安林	0.26
		防風保安林	0.13
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.13
		防風保安林	0.53
新郷地区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.53
		防風保安林	0.22
狭山地区	狭山市	防風保安林	0.22
		防風保安林	0.12
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
		防風保安林	0.52
菅谷地区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩山町	防風保安林	0.52
		防風保安林	0.66
寄居地区	熊谷市・深谷市・大里郡寄居町	防風保安林	0.66
		水源かん養保安林	40.77
利根川	本庄市・児玉郡神川町・美里町	土砂流出防備保安林	17.23
		干害防備保安林	0.66
荒川下流	深谷市・比企郡嵐山町・小川町・ときがわ町・秩父郡東秩父村・大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	48.52
		干害防備保安林	3.48
赤平地区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉田大田部・上吉田・下吉田・吉田久長・秩父郡長瀬町・皆野町・小鹿野町	水源かん養保安林	147.64
		土砂流出防備保安林	247.73
		干害防備保安林	5.24

秩父地区 計	秩父市中津川・秩父郡小鹿野町	保健保安林	358.78
		秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・藤田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川勢川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川・秩父郡横瀬町	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林
計			3,152.61

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
四百七号	東松山市大字高坂字竹町二四七番番一地从り同市大字高坂字長瀬四一三番二地先まで	平成二十一年十二月一日	平成十九年三月二十三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十八号で変更した区域のうち、歩道部の一部供用開始である。延長四三三・七〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十九号

で、公告する。

平成二十一年十二月一日

都市計画法(昭和四十三年法律第百

埼玉県川越建築安全センター所長

号)第三十六条第三項の規定により、次

若林 祥文

の開発行為に関する工事が完了したの

一 許可番号

埼玉県告示第千五百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川市大字上日出谷、大字下日出谷、泉一丁目、二丁目、下日出谷西一丁目、三丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県北本県土整備事務所及び桶川市都市

整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年十二月一日から平成二十一年十二月十五日まで

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字西平一八八

四一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾一八八

五番地三
小久保 雅章

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年九月十六日

指令川建七第二一〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十四日

第二一〇一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字平谷四六五

〇一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字青山二六四番地

藤井 元貴

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年九月十日

指令川建七第二一〇〇八三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十日

第二一〇一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字タマキ二

一三二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市善能寺三八六番地四

高橋 高子

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十一月十八日

指令熊建七第一九〇〇八六一号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十日

指令熊建七第一九〇〇八六一号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十日
熊建七第百二十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北下新井字樽

場五八〇一三、五八二一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字北下新井五八

二一二

籠宮 祥子

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十一月二十四日

指令熊建七第二一〇〇三三一号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十五日

熊建七第百四十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字騎西字高

道四五九一、四六〇一、四六〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南二丁目一八一

株式会社ゼンシヨウ

代表取締役 小川 賢太郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年十月八日

指令越建七第二一〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月十三日

第二九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎字西三五二一七、三五二一八、三五三一三、三五三一六

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月六日

指令越建セ第二〇〇一八〇二号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十四日

第三〇三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字道佛二五七一一

外八筆(道仏土地地区画整理事業七一一

街区①)⑥)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県つくば市西大橋五九九一一

株式会社カスミ

代表取締役 小濱 裕正

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月二十五日

指令越建セ第二一〇一一八一号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十五日

第三〇五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字川原一

四三三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区箕輪七九一三

有限会社トヨー設計

代表取締役 袴塚 尚男

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	埼玉県 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm